

朝倉市総合事業
従前相当サービスの回数制
単価報酬導入に関する説明会

令和元年12月19日(木)
朝倉市保健福祉部介護サービス課

【内 容】

1. 総合事業の概要
2. 回数制単価報酬導入について
 - ・ 通所型従前相当サービス
 - ・ 訪問型従前相当サービス
3. 従前相当通所サービスの対象者について

1. 介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業)の概要

朝倉市では、住み慣れた地域で、いつまでも健やかに暮らしていただくことを目指して、平成28年3月より介護予防・日常生活支援総合事業(略称:総合事業)を行っています。

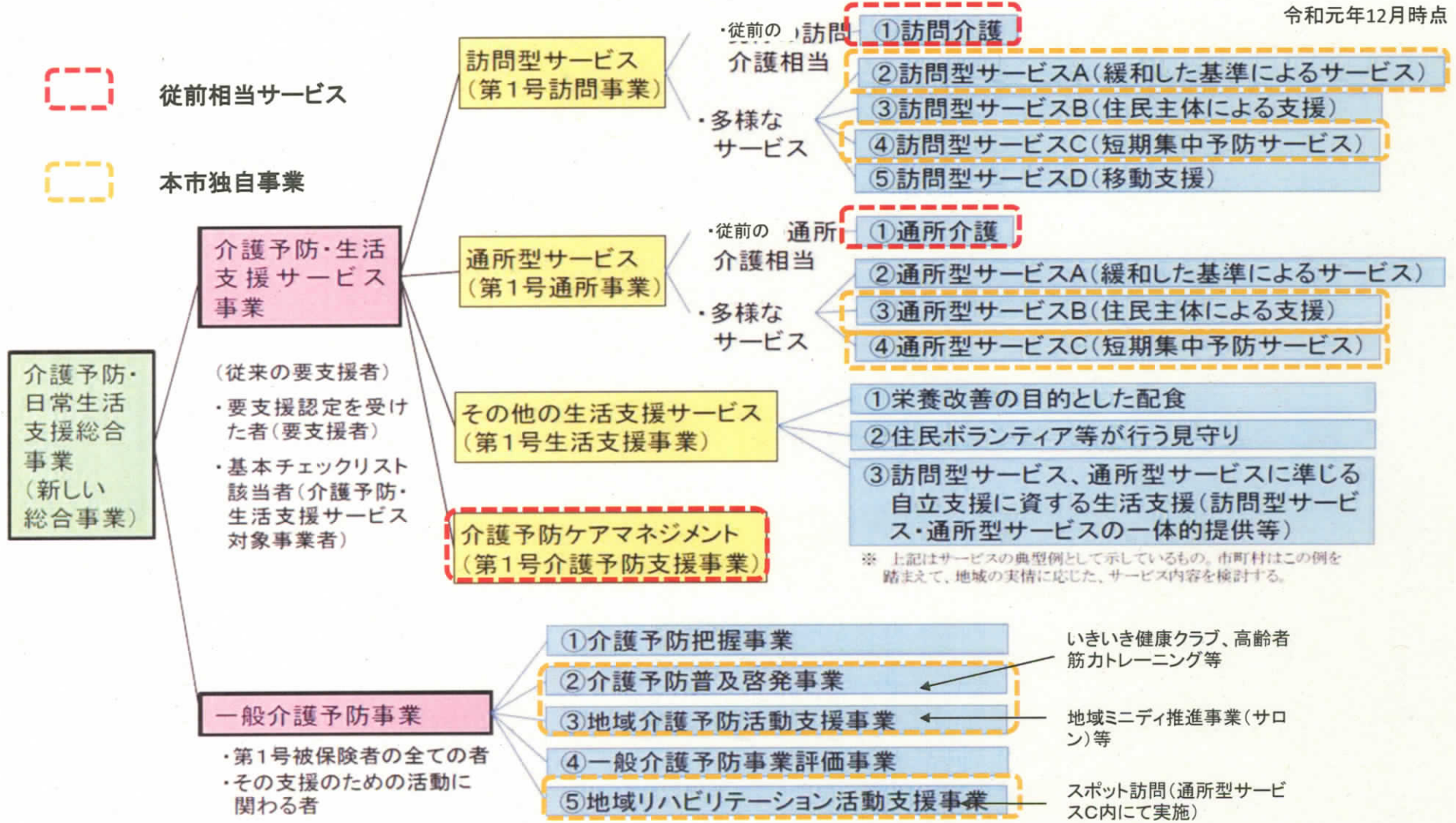
＜総合事業の概要＞

従来の地域支援事業(※1)の中の「介護予防事業」が、新しい介護予防日常生活支援総合事業として再編され、それまで介護予防給付として全国一律で行われてきた要支援1、2の認定の方の「訪問介護」と「通所介護」(従前相当サービス)が総合事業に組み入れられました。

このことにより、「訪問介護」と「通所介護」は、介護予防・生活支援サービス事業に移行され、朝倉市独自の事業となりました。

※1)地域支援事業とは・・・

介護保険の財源によって各市区町村が取り組むサービスで、「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」の3つの事業に分かれています。



参考:国の示す総合事業の構成例(平成27年6月5日厚生労働省「総合事業ガイドライン」より)

2. 回数制単価報酬導入について

- ・訪問型従前相当サービス
- ・通所型従前相当サービス

訪問型従前相当サービス(要支援1・2の方が利用する訪問介護)

区分	現在 算定に用いて いる単位	変更後(令和2年4月サービス利用分から)		
		月の利用回数	算定に用いる単位	サービス コード
計画上の位置付けが 週1回程度 要支援1・2	1月につき 1,172単位/円	1～4回	1回当たり単位 267単位/回	A2 2411
	月額包括単位	5回以上	月額包括単位 1,172単位/円	A2 1111
計画上の位置付けが 週2回程度 要支援1・2	1月につき 2,342単位/円	1～8回	1回当たり単位 271単位/回	A2 2511
	月額包括単位	9回以上	月額包括単位 2,342単位/円	A2 1211
計画上の位置付けが 週2回を超える程度 要支援1・2	1月につき 3,715単位/円	1～12回	1回当たり単位 286単位/回	A2 2621
	月額包括単位	13回以上	月額包括単位 3,715単位/円	A2 1321

訪問型従前相当サービス 具体例

【例1】 週に2回程度の利用者に、1ヶ月に8回サービスを提供した場合
→ 271単位 × 8回 = 2,168単位

【例2】 週に2回程度の利用者に、1ヶ月に9回サービスを提供した場合
→ 2,342単位

【例3】 週に1回程度の利用者に状態変化があり、6回のサービスを提供と
なった場合
→ 1,172単位

【例4】 週に2回程度の利用者に、1ヶ月9回サービスを提供予定であった
が、利用者が体調を崩し4回(週1回程度)のサービス提供となった場合
→ 271単位 × 4回 = 1,084単位

通所型従前相当サービス(要支援1・2の方が利用する通所介護)

区分	現在 算定に用いて いる単位	変更後(令和2年4月サービス利用分から)		
		月の利用回数	算定に用いる単位	サービス コード
要支援1	1月につき 1,655単位/円	1~4回	1回当たり単位 380単位/回	A6 1113
	月額包括単位	5回以上	月額包括単位 1,655単位/円	A6 1111
要支援2	1月につき 3,393単位/円	1~8回	1回当たり単位 391単位/円	A6 1123
	月額包括単位	9回以上	月額包括単位 3,393単位/円	A6 1121

通所型従前相当サービス 具体例

【例1】 要支援1の利用者に、1ヶ月に4回サービスを提供した場合

→ 380単位 × 4回 = 1,520単位

【例2】 要支援1の利用者に、1ヶ月に5回サービスを提供した場合

→ 1,655単位

【例3】 要支援2の利用者に、1ヶ月に8回サービスを提供した場合

→ 391単位 × 8回 = 3,128単位

【例4】 要支援2の利用者に、1ヶ月に9回サービスを提供した場合

→ 3,393単位

【例5】 要支援2の利用者に、1ヶ月9回サービスを提供予定であったが、利用者が体調を崩し、4回のサービス提供となった場合

→ 391単位 × 4回 = 1,564単位

【例6】 要支援1の利用者が月途中で事業所が変更になった場合

(利用回数4回・A事業所→B事業所)

→ (A事業所) 380単位 × 2回 = 760単位

(B事業所) 380単位 × 2回 = 760単位

(合計) 1,520単位 (月額報酬1,647単位以内)

週1回利用で月内5回利用の場合は、月額包括報酬となるため、A事業所の契約解除日及びB事業所の契約日により日割り計算となる。

○ 基本的事項

- ・ 実績に基づき、1回当たりの単価で算定してください。
(実績に応じて、サービスコードを選択してください。)
- ・ 回数が一定の回数以上となる場合は、月額包括単価で算定してください。
- ・ 区分は、ケアプランにより位置づけられているものとします。
- ・ 国保連合会に請求する流れは変わりません。
- ・ 加算の請求については、1回でも利用があれば、今までどおりの請求となります。
- ・ 月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について、1ヶ月の提供回数が一定の回数を超え、月額包括報酬となる場合で、「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料(確定版)平成30年3月30日厚生労働省事務連絡」(別紙資料P.3)の対象事由に該当する場合は、日割りで算定してください。

回数制単価報酬の開始時期

令和2年4月サービス利用分より

各事業所にあっては、令和2年3月までに、契約書・運営規定等の見直しや利用者への説明、同意等、基本報酬の変更に関する準備をお願いします。

3. 従前相当通所サービスの対象者 について

従前相当通所サービスの対象者

(これまで)

- ・総合事業開始前から、要支援1・2の認定がある方。
- ・総合事業開始後に、要支援1・2の認定を受け(新規認定者)、市が定めた状態像に該当する方。(平成31年4月～ 理由書の提出が必要)



(令和2年1月以降)

- ・総合事業開始前から要支援1・2の認定がある方で、令和元年12月までに従前相当通所サービスを利用したことがある方。
- ・上記以外の方(これまで従前相当通所サービスを利用したことがない方)については、市が定めた状態像に該当する方のみ。(理由書の提出が必要)

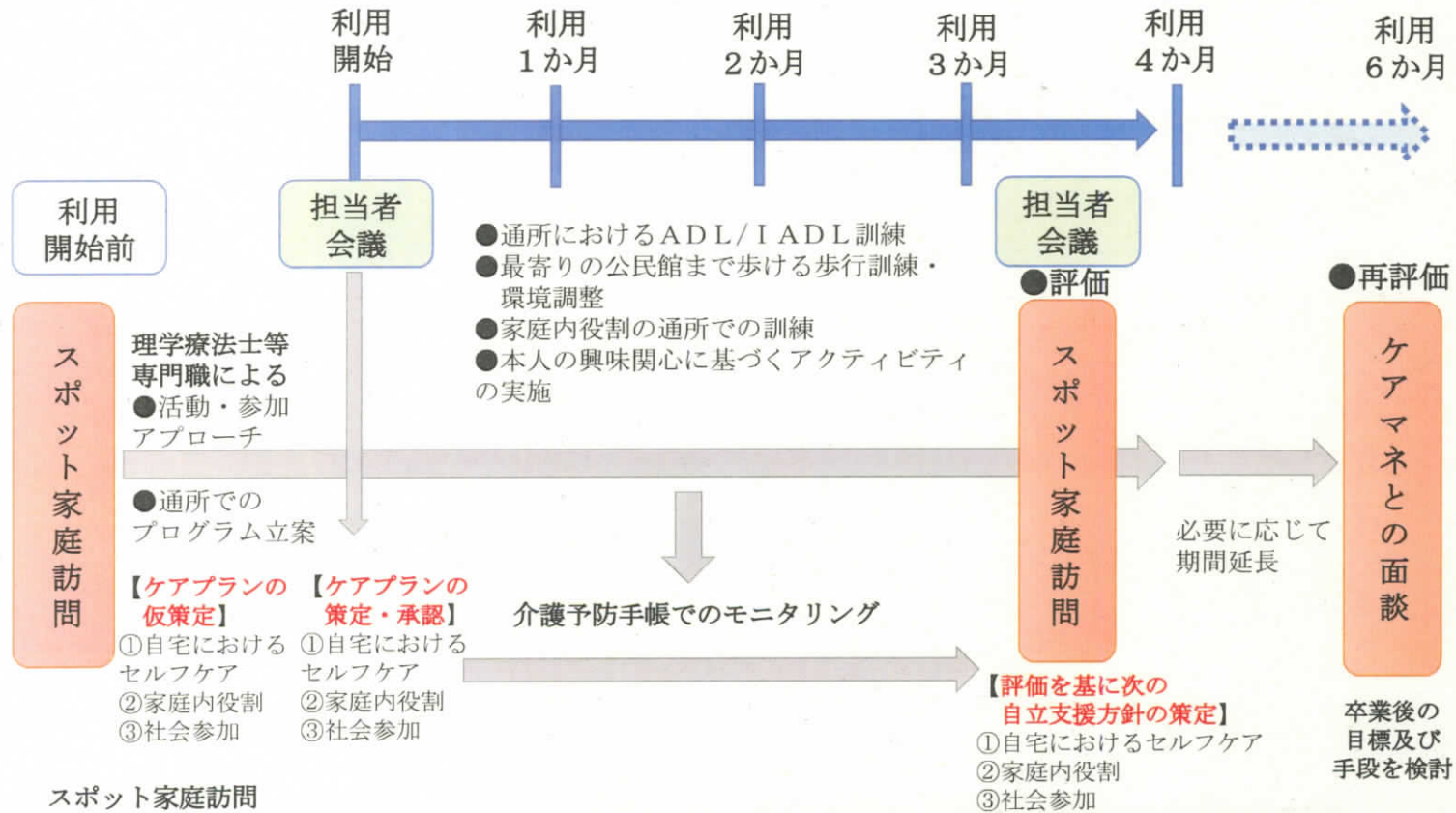
令和2年1月サービス提供分より

(ただし、説明会開催時点で、すでに従前相当通所サービス利用の調整が
終わり、変更が難しい場合を除く。)

介護予防・生活支援サービス事業

- (1) 従前相当サービス事業(訪問・通所)
- (2) 訪問型サービスA事業
身体介護を伴わない生活支援(掃除、洗濯、買い物他)
シルバー人材センターに委託
- (3) 訪問型サービスC事業
保健師等が訪問し、3ヶ月間ご自宅で運動等の実践を行うもの
- (4) 通所型サービスC事業(通所型短期集中サービス)
- (5) 拠点通所型サービスB事業
通所型サービスCまたは訪問型サービスCを修了された方対象
住民主体型通所サービス

通所型サービスCの利用の流れ



スポット家庭訪問

- ① 事業期間中の実施回数は、利用者1人あたり2回を原則とする。
- ② 担当ケアマネと通所サービスC担当の理学療法士・作業療法士が訪問し、アセスメント結果をもとに利用者の自立支援に向けたカンファレンスを行う。
- ③ 理学療法士は、アセスメント結果をもとに、在宅ADL/IADL向上に向けた通所でのプログラム立案を行う。
- ④ 双方の専門分野を生かしアセスメントを行い、自立支援方針の仮策定（ケアプラン原案策定）を行う。
- ⑤ 利用開始日前に担当者会議を開催し、自立支援方針の策定（ケアプランの承認）を行う。
- ⑥ 利用から3か月経過後に評価を行い、サービス延長・移行の検討を行い方向性を決定する。

通所型サービスC事業(元気が出る学校)

<開催場所等>

甘木地区

利用日:毎週木曜日
場 所:卑弥呼ロマンの湯
時 間:10時~14時
期 間:4~6ヶ月

朝倉・杷木地区

利用日:毎週火曜日
場 所:やぐるま荘(原鶴温泉)
時 間:10時~14時
期 間:4~6ヶ月

<1日の流れ>

ご自宅前までの送迎

看護師等による問診・健康チェック

利用料 500円/1回あたり
※ 昼食代・入浴代は実費

みんなで楽しく昼食

リハ職による一人一人にあった運動

入浴(希望者のみ)

買い物リハビリ・送迎



ご自宅で出来るだけ自分らしく生活出来るように、短期集中でリハビリテーション専門職(理学療法士・作業療法士等)が関わり、セルフケアをとり入れながら、機能訓練を行います。(事前に家庭訪問し、目標設定等を行います。) ※従前相当のデイサービスとの併用は不可。

拠点通所型サービスB事業

<開催場所等>

甘木地区
利用日:毎週金曜日
場 所:卑弥呼ロマンの湯
時 間:10時~13時

朝倉・杷木地区
利用日:毎週水曜日
場 所:やぐるま荘(原鶴温泉)
時 間:10時~13時

<1日の流れ>

公民館等までの送迎

看護師等による問診・健康チェック

利用料 200円/1回あたり
※ 昼食代は実費

みんなで楽しく昼食

介護予防サポーター等による運動

送迎(買い物リハビリもあり)

介護予防サポーター(ボランティア)の方と一緒に楽しく運動等を行って、介護予防を行います。

こちらは、通所型サービスC及び訪問型サービスCの修了者の方が対象です。※従前相当のデイサービスとの併用は不可。

